

毎日の生活からお子さんの変化に注意をしましょう

いじめ無くせるのは 私たちです



最近のニュースでは、「いじめ」が大問題になっています。おとなが気を引き締め、将来ある子どもたちを「いじめ」から守らなければなりません

富士見市では昨年12月「富士見市いじめ防止条例」を作りました。まち全体で子どもをいじめから守ろうと、市民による「いじめ防止サポーター制度」もできました。FICEC もいち早く参加を申し出て、子どもの見守りに努力しています。しかし全国的に見ても、いじめの件数は増える傾向にあります。

児童、生徒に限らず「いじめの芽」は、どこでも芽生え、どこでも種を作ります。いじめの芽は日頃の監視、見守りから摘んでいくことが大切です。今こそ子どもの将来を守るために、市民の強い「見守り」でいじめをつぶしていきたいものです。

<いじめには、こんなことが行われています>

- 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視。金品をたかられる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、ありもしないことやいやなことを書き込みされる



次のような気になることがあったら、小さなことでもすぐに学校に相談を!!

<いじめ早期発見チェックリスト>

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 布団からなかなか出てこない | <input type="checkbox"/> 買い与えた覚えのない品物を持っている |
| <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある | <input type="checkbox"/> 鳴っている携帯電話にも出たがらない |
| <input type="checkbox"/> あざや擦り傷があってもその理由をいわない | <input type="checkbox"/> 学校の話をしなくなる |
| <input type="checkbox"/> 早朝や夜、外出することが多い | <input type="checkbox"/> 持ちモノや自転車等が壊されている |
| <input type="checkbox"/> 道具や持ち物に落書きがある | <input type="checkbox"/> プリント等が破られている |
| <input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなり、無断で持ち出すようになる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 部屋にある持ちものや学用品がなくなっている | <input type="checkbox"/> 食欲がない |
| | <input type="checkbox"/> メールをこそこそ見る |
| | <input type="checkbox"/> 家族と話をしなくなる |

<いじめの解決のために、子どもを保護し、子どもと向き合しましょう>

学校の内外を問わず、子どもがいじめられたと思われたら、どんなことがあろうと子どもをいじめから保護しましょう。同時に学校や関係機関などと連絡を取り、解決に努力しましょう。また子どもが、自分の言葉で苦しみや悲しみを打ち明けられるよう子どもに寄り添い、安心できる親子関係を築くよう努めましょう

「富士見市いじめ防止基本方針」より

ふじみ野市ふるさとハローワークで就職相談ができます

鶴瀬駅西口のサンライトホール内にできた「富士見市ふるさとハローワーク」に続いて、ふじみ野市役所の2階にも「ふじみ野市ふるさとハローワーク」ができました。ふじみ野市に住んでいる方には仕事探しが便利になりそうです。ふるさとハローワークでは、専門の相談員が仕事探しをサポートしてくれます。

どんな仕事があるかを探したいときは、5台のタッチパネルのパソコンで求人情報を調べることができます。上福岡駅東口から徒歩10分です。

●利用日／月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

●場 所／ふじみ野市役所本庁舎2階 ●問い合わせ／049-242-0197



アパート退去時の「原状回復」にトラブルが増えています。



部屋を借りるときに納める「敷金」は家賃の未払いや退去時の修繕・清掃費が発生した際に、その額を差し引かれて残りは返金されます。

退去時には、借りた当初の状態に戻す「原状回復」の義務がありますが、普通の使用での変化(家具によるカーペットのへこみ、日焼け、鍵の交換、ハウスクリーニングほか)は、貸したほうが負担する義務があるといわれます。しかし最近、退去のときに敷金を超えるお金を請求されたなどのトラブルが発生しています。

もし、アパート退去時に理解できない請求があった時は、局番なしの188(消費ホットライン)に電話をしてください。お近くの消費生活センター窓口を紹介してくれます。

変更になりました

富士見市役所内「外国人生活相談」

毎週木曜 13:00～16:00



FICECの外国人生活相談はFICECの開設以来20年続いている重要な活動です。

中でも富士見市市役所内に毎週水曜日午前9時から正午まで設置されてきた外国人生活相談は、価値ある外国人相談コーナーとなっています。

これまでの午前の対応時間が相談者にとって不便という声にこたえ、4月より相談の日程を変更しました。◆◆◆ 毎週木曜日の午後1時から4時までの開設です。◆◆◆

FICEC事務所での外国人生活相談は、これまで通り、毎週月曜日から金曜日10時から16時まで開かれています。

悩みの内容は、家族のこと、健康のこと、子どもの教育のこと、仕事のこと、トラブルなどさまざまです。

相談は無料です。

TEL. 049-269-6450